

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月21日

【会社名】 因幡電機産業株式会社

【英訳名】 I N A B A D E N K I S A N G Y O C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守谷 承弘

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀四丁目11番14号

【電話番号】 06(4391)1781 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 家郷 晴行

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀四丁目11番14号

【電話番号】 06(4391)1781 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 家郷 晴行

【縦覧に供する場所】 因幡電機産業株式会社 電材東日本事業部
(東京都江東区木場一丁目5番25号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

平成23年6月17日開催の当社第63期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、守谷承弘、枝村浩平、吉良洋二、吉田益巳、家郷晴行、山本節次郎、奥田善紀、高橋 司、喜多肇一及び岩倉広幸を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、酒井 昭を選任する。

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件、及び、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する決定権限を取締役に委任する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） （注） 4 |
|-------|---------|--------|-------|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 150,057 | 182 | 0 | （注） 1 | 可決（85.78%） |
| 第2号議案 | | | | （注） 2 | |
| 守谷承弘 | 148,505 | 1,734 | 0 | | 可決（84.90%） |
| 枝村浩平 | 149,548 | 691 | 0 | | 可決（85.49%） |
| 吉良洋二 | 149,549 | 690 | 0 | | 可決（85.49%） |
| 吉田益巳 | 149,529 | 710 | 0 | | 可決（85.48%） |
| 家郷晴行 | 149,554 | 685 | 0 | | 可決（85.50%） |
| 山本節次郎 | 149,546 | 693 | 0 | | 可決（85.49%） |
| 奥田善紀 | 149,533 | 706 | 0 | | 可決（85.48%） |
| 高橋 司 | 149,600 | 639 | 0 | | 可決（85.52%） |
| 喜多肇一 | 149,538 | 701 | 0 | | 可決（85.49%） |
| 岩倉広幸 | 149,532 | 707 | 0 | | 可決（85.48%） |
| 第3号議案 | | | | （注） 2 | |
| 酒井 昭 | 148,800 | 1,439 | 0 | | 可決（85.06%） |
| 第4号議案 | 134,882 | 15,357 | 0 | （注） 3 | 可決（77.11%） |
| 第5号議案 | 133,238 | 17,001 | 0 | （注） 1 | 可決（76.17%） |

- （注） 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
- 本総会に出席した株主の議決権数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分における賛成の議決権数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以 上